

## あだち都市農業振興プランの一部改正

農業経営基盤強化促進法が一部改正され、「青年等就農促進」に関する規定が設けられ、区市町村の農業基本構想（足立区においては「あだち都市農業振興プラン」が基本構想到該当）に青年等の就農促進と目標とすべき収入等を加えることが定められた。

については、あだち都市農業振興プラン第5章6に追記し、必要な事業を実施する。なお、同章6その他は、追記に伴い7に繰り下げる。

### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

##### 1) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

・足立区の平成25年の新規就農者は0人であり、過去5年間で3人となっており、今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって区の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

・国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、足立区においては現状の2倍の当該青年等の確保を目標とする。

・足立区及び周辺区の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第5章の4の(2)の2)に示す地域農業を担う農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を達成することを目標とする。

##### 2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた足立区の取組

・足立区における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図る。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京スマイル農業協同組合等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していく。

#### (2) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に足立区及び周辺区で展開している優良事例を踏まえつつ、足立区における主要な営農類型については、第5章の4の(2)の6)に示す農業所得600万円の営農類型の5割程度の経営規模で営む経営体モデルを指標とする。